

市電市バスの事故・トラブルの情報の公表について

平成25年8月
鹿児島市交通局

市電市バスの運行にかかる事故・トラブルの情報の公表につきましては、乗客・市民に対し、迅速、適切に情報提供を行う観点から、国土交通省への報告事項を含め、次の基準により公表することを基本とします。

1. 即時（発生からおおむね2時間以内）に報道機関へ情報提供（FAXによる資料提供）することにより公表を行うもの

(1) 輸送の安全に係るもの

① 市電

○重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

（例）

- ・車両衝突事故、車両脱線事故、車両火災事故
- ・人身障害事故及び道路障害事故等で死者または重傷者を生じたもの など

○電気事故（軌道事故等報告規則第4条第1項（速報）に該当するもの）

○災害により軌道施設、車両に大規模な被害を生じたもの（軌道事故等報告規則第5条に該当するもの）

○その他

輸送の安全に大きな影響を与えたもの、または社会的影響が大きいもの

（例）

- ・道路障害事故及び輸送障害等により車両遅延が30分以上あったもの
- ※但し、車両遅延が30分未満であっても影響が大きくなると判断される場合は、公表する。
- ・車両や施設からの発煙により警察・消防が立ち入ったもの
- ・電停に一般車両が衝突し乗降に支障が生じたもの など

② 市バス

○重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

（例）

- ・車両の転覆、転落、火災、鉄道車両などとの衝突・接触をしたもの
- ・乗客に死者または重傷者を生じたもの など

○その他

輸送の安全に大きな影響を与えたもの、または社会的影響の大きいもの

(例)

- ・乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により傷害が生じたもの（自動車事故報告規則第2条第7号に該当するもの）
- ・災害により車両に大規模な被害を生じたもの
- ・故障により車両が道路上に立ち往生し周辺に交通渋滞を招いたもの
- ・緊急な通行止めにより迂回等の措置を講じたもの など

(2) その他乗客の安全に係るものなど

乗客に迷惑をかけたものまたはその恐れがあるもの、第三者に著しい迷惑をかけたもの、または営業に大きな影響を与えたもの（但し、警察との協議により報告を差し控える場合あり。）

(例)

- ・情報セキュリティに関する事故等の事案が発生した場合
- ・爆破やテロ予告、不審な郵便物の受領
- ・管理する施設の損壊
- ・車両や施設等への落書き・損傷
- ・現金や回数券（ラピカ等）の紛失・盗難被害などが発生した場合 など

2. 交通局ホームページへ掲載することにより随時（発生の日からおおむね30日以内）公表を行うもの

① 市電

輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故（1.-(1)-

①により公表したものを除く。）

(例)

- ・軌道敷内での車両等との接触事故 など

② 市バス

輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの

(例)

- ・自動車の装置の故障により、運行できなくなったもの など